

●香川県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年7月20日から同年8月10日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市茂木町5丁目甲569番1地先から 観音寺市茂木町5丁目甲555番2地先まで	10.8~16.2	44	平成15年香川県告示 第230号で変更した 区域の一部
観音寺市茂木町5丁目甲543番1地先から 観音寺市茂木町5丁目甲543番1地先まで	10.5~16.2	12	
観音寺市茂木町5丁目甲527番1地先から 観音寺市茂木町5丁目甲527番1地先まで	10.0~16.2	6	

- 4 供用開始の期日 平成24年7月20日